

第8回産業建設常任委員会会議録

- 1 開会日時 平成26年9月16日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 平成26年9月16日（火）午前11時59分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員
4番 保田 守君 6番 治徳 義明君 8番 金谷 文則君
15番 岡崎 達義君 18番 小田百合子君
- 5 欠席委員
な し
- 6 説明のために出席した者
市 長 友實 武則君 副 市 長 内田 慶史君
産業振興部長 馬場 広行君 建設事業部長 田中 富夫君
赤坂支所長 正好 尚昭君 熊山支所長 山田 長俊君
吉井支所長 檜原 哲哉君 農 林 課 長 若林 毅君
商工観光課長 奥田 吉男君 建 設 課 長 中川 裕敏君
都市計画課長 塩見 誠君 上下水道課長 荒島 正弘君
赤坂支所産業建設課長 高橋 浩一君 熊山支所産業建設課長 岩本 良彦君
吉井支所産業建設課長 有馬 唯常君
- 7 事務局職員出席者
議会事務局長 富山 義昭君 主 幹 黒田 未来君
- 8 審査又は調査事件について
 - 1) 議第62号 赤磐市吉井竜天オートキャンプ場条例の一部を改正する条例
(赤磐市条例第34号)
 - 2) 議第63号 赤磐市営住宅条例の一部を改正する条例 (赤磐市条例第35号)
 - 3) 議第64号 平成26年度赤磐市一般会計補正予算 (第2号)
 - 4) その他
- 9 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（金谷文則君） それでは、皆さんおはようございます。

ただいまから第8回産業建設常任委員会を開催したいと思います。

開会に先立ちまして、市長より挨拶をお願いいたします。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、友實市長。

○市長（友實武則君） 委員の皆さん、おはようございます。

本日は第8回産業建設常任委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。

本日は、9月定例市議会に上程させていただいております議第62号から議第64号までの3議案、及びその他の事項について御審議をいただくこととなります。慎重なる御審議をいただき、適切な御決定をいただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入ります。

当委員会に付託された案件は、議第62号赤磐市吉井竜天オートキャンプ場条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第34号）から、議第64号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）までの3件であります。

それでは、議第62号赤磐市吉井竜天オートキャンプ場条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第34号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がございましたらお願いいたします。

○産業振興部長（馬場広行君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） これにつきましては、追加説明がございますので、担当課長のほうから詳細な説明をさせていただきます。

○商工観光課長（奥田吉男君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、奥田商工観光課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） では、議案の第62号の条例改正について御説明をします。

このオートキャンプの条例改正につきましては、平成8年の開園当初から使用料の改定はなく、運営の健全化を図るため使用料を改定するものです。

産業振興部の資料の1ページのほうをあけてください。

3ページのほうに新旧対照表で改正内容を御説明をいたします。

今回の改正につきましては、消費税を加算するという、それから施設設備の使用料を改定をするものでございます。

キャンプサイトの料金改定、4,000円から4,600円、以下電気設備までが消費税対応の料金改定でございます。それから、従来温水シャワーとコインランドリーに関しましては、個人の方がコインを入れて対応していただく関係から、消費税対象から抜いた形で、資料の4ページのほうに200円、200円という形にさせていただいております。従来、温水シャワーにつきましては、3分間で100円という設定をしておりましたが、利用者からの時間を延ばしてくれということもありますので、今回5分程度で200円の料金改定といたしております。

近隣の状況につきましては、お手元の資料の5ページのほうに資料をつけさせていただいております。チロリン村キャンプ場というのが、これは吉備中央町、それから大佐山が新見市、それから蒜山高原は真庭市、それから津黒高原につきましても真庭市、それから経ヶ丸、これが井原市の状況でございます。各近隣の施設の料金につきましても参考とさせていただいております。

それから、6ページのほうに、現在のキャンプ場の利用状況について添付いたしております。まず、中段の真ん中あたりになるんですけど、これはキャンプ場の全体に対する県内の割合が52%、中でも岡山市からが63%の利用状況になっております。それから、中段の中心部分の一番下のところへ、県外の方の利用率、これが47.6%になっております。その中でも、特に近畿圏からが大体38%と、関西方面からの利用者が多いのが現状となっております。

この条例につきましては、27年4月1日から施行の予定でございます。と申しますのは、半年前から予約のほうを受け付けるようになっておりまして、適用のほうは、施行は27年4月1日からで実施をしたいと思っております。

御説明は以上です。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、これから質疑を受けたいと思っております。

ただいまの説明について質疑はありませんでしょうか。

はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） ちょっとお聞きしたいんですけど、4,600円で600円の値上げになっているんですが、これに消費税を加算したら大体5,000円近くなると思うんです。とすると、実質的に1,000円の値上げになるんですけど、これで利用者が減るということはないんですか。それとも、こういうふうにして、金額を上げることによって、今、繰入金150万円ほどありますけど、これを解消できるという、そういう目算があるのでしょうか、お聞きします。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

○商工観光課長（奥田吉男君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、奥田商工観光課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 現在、試算をする段階で、5年程度の平均利用件数が

2,100件ほどになっております。この料金改定後につきますと、ほぼ経常経費につきましては、ある程度採算が合うような形の経営になると考えております。

施設が何分老朽化しておる状況の中で、ある程度大規模な改修が要る場合は、一般会計の繰り入れやむなしという部分もあるかと思いますが、経常的な通常の運営であると、対応ができるような料金改定になるかと思えます。

それから、近隣の状況を見ましても、うちの施設整備の状況から勘案して、このくらいの料金設定をしても来ていただけるかなという感じで設定をいたしております。

○副議長（岡崎達義君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、岡崎委員。

○副議長（岡崎達義君） 要するに値上げで150万円の繰り入れが何とか解消できるんではないかという話なんですけど、昨年も減ってますよね、利用者が。ことしもこういう気候の状況で、恐らくたくさんの方は来てないと思うんです。こういう気象異常というのがずっと続きますから、仮に目算を立てるとしたらそういうのも勘案しながら入れないと、恐らくこれから減っていく可能性もあると思うんです。そういう状況はどういうふうに対応されますか。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

奥田商工観光課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） あそこの条件として、山の中で自然環境に恵まれておるような状況の中で、いろんな各種のイベント、お客さんに楽しんでいただけるような付加価値をつけたサービスのほうも提供いたしております。

近隣のオートキャンプ場もいろんな新しい施設ができたりして、何ほか移っていかれる方が多いんですが、大体半分ぐらいの方がリピーターとして定着していただいておりますので、そういった方々、それから新しい方々にあの施設の魅力をPRしていく中で、お客さんに来ていただく努力もしていきたいと考えております。

○副議長（岡崎達義君） わかりました。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○副議長（岡崎達義君） 結構です。

○議長（小田百合子君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） 消費税のことについては答えられてないと思うんですけども、これはこの4,600円プラス消費税をいただくってことなんですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

はい、奥田商工観光課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 従来、消費税のほうは料金設定の中で内税でいただいておりますが、今回消費税の8%から10%、そういった変更のときにも消費税がその額を加算した

額に対応できるような形で料金設定をいたしております。4,600円に対して4,968円、3,700円に対して3,996円と、プラス消費税での使用料となっております。

○議長（小田百合子君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） 要するに外税ってということなんですね。ちょっとわかりにくかったのでお聞きしましたけども、これぐらいだったらいいんじゃないですかね。10%になることもあるし。

○委員長（金谷文則君） ほかに。

はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済みません。ただいまの御説明では、経営の健全化をやっていくんだと。値上げしても今後とも客も減らないだろうと、こういうふうなお話であります。

そして、5ページに近隣の比較表、どれがどれなのかちょっとよくわからないような部分もあるんですけど、添付していただいているんですけども、何年もそういうふうな改善をしていかにゃあいけないというようなこのオートキャンプ場に対してあって、何で今までしなかったんか、それを教えていただきたい。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

よく意味わかりますか。もう一遍言いましょうか。

もう一度。

○委員（治徳義明君） そうか。要は、値上げを今までずうっと据え置きにしていた理由を教えてくださいと、こういうことです。

○委員長（金谷文則君） そういうことです。

答弁をお願いします。

はい、奥田商工観光課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 料金改定につきましては、これまで検討はいたしましたけど、実施のほうはいたしておりませんでした。近隣の公的なオートキャンプ場に関しましても、一部指定管理、民間への指定管理での運営を渡しておるような部分がございますので、料金改定をして今後指定管理の方向も検討する方向で、料金改定のほうを今回提案させていただいております。

○委員長（金谷文則君） はい。

○委員（治徳義明君） 指定管理をしていくということなんでしょう。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

奥田商工観光課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 指定管理の方向も検討してまいります。

○委員長（金谷文則君） ほかにございませんか。

よろしいか。

じゃあ、きょうは、ちょっとお伺いします。

というのが、まず、こういう値上げをするとか条例を改正するのは、上げるほうの意向というのも大切な理由があつて値上げをするわけなんですけども、それをすることによってどういう影響があるかということと事前にシミュレーションして、当然この値上げというのはされるものだと思つてはいるんですが、ここへ利用されたお客さんがどの程度のことを思われてここに來られているか。要するに、竜天のオートキャンプ場へたくさんある近隣のキャンプ場がある中で、なぜ竜天オートキャンプ場に来てくださったか、その確認。

それから、その使つてる利用料金が妥当なものであるかどうかということの検証つていうことを当然されて、この値段、価格を上げると。

もう一つは、民間でも誰でも、自分がもし経営者ならされると思うんですけど、お客さんの人数、入りぐあいによって自分ところの売上収入が変わってくるんで、どういうふうなときに、これから先どういうふう集客が移っていくのか。それから、金額を上げることによってどうなるのか。今150万円の繰り出しを一般会計からやつてるわけで、150万円の繰り出しをやるということについて、お客さんをふやせばその150万円の繰り出しが少なくなるのは当然だし、それから単価を上げるということもそれ相応の効果があることだと思うんです。どういうシミュレーションをもとにして、その結果このことになったのかという説明をいただければと思います。

奥田商工観光課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 竜天オートキャンプ場の魅力と申しますと、あの高原地帯の冷涼な空気、それから展望という部分。それから、周辺……。

○委員長（金谷文則君） 済みません、話を折るようですけど、要は、それは自分たちが思つてだけのことじゃなくて、そういうふうな意見を聞いたということですね、要するに利用者からの意見がそうだということですね。そのようにはっきり答えてください。

○商工観光課長（奥田吉男君） キャンプ場の従業員のほうからもお聞きしておりますのは、お客さんの声として、そういった夏場に涼しい、それから周辺の天文台にそういった星が見える施設があるということが好評の条件であると聞いております。

それからもう一点、シミュレーションの内容でございますが、過去4年間の平均の利用件数、それから利用者数、それからこれまでの経常的な運営経費、そこから試算をいたしております。御指摘のありました料金改定に伴う利用者の減については、この中でシミュレーションとしていたしておりません。

それから、お尋ねのありました利用者の御意向として、この料金がふさわしいかという点については、お客さんからの聞き取りはいたしておりません。

以上です。

○委員長（金谷文則君）　ありがとうございます。

それでいいのであればいいけど、誰が考えてもそういうシミュレーションなり、そういう計画を立てないでこういうものをやるというのは、すごく不安があると思います。だから、上げてみて、前も委員会であらうと話がありましたけど、やってみてこれがそぐわないというか、これじゃあちょっと問題があるということになったら、やっぱり先を考えるということも必要だし、それから先ほど答弁された中で、一般質問だったか、質疑のときにもあったと思うんですけど、民間への指定管理について考えるということを今はっきり言われてるわけで、方向も考えるというような言い方をされてるんで、そのことを言われるんならもうはっきり言っただけで、委員長報告の中に言わせていただかなきゃいけないということにもなりますが、そういうことでもよろしいですか、確認だけしておきます。

○産業振興部長（馬場広行君）　委員長。

○委員長（金谷文則君）　はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君）　2点あったと思います。まず、シミュレーションがしっかりできてないじゃないか。値上げしたときの状況に不安があるというような御質問でございます。

これにつきましては、一応今回こういう形で進めさせていただきます。なお、これに対して、それじゃあどういふ影響が出るかというのは、もう一度検証させていただきたい。来年度運用してみる中で、非常に大きな影響、逆に利用者が大きく下がって繰り入れがふえるとかというような状況が生ずるのであれば、これはまたもう一度見直しもしていかなければならないというようなことではないかと思えます。したがって、今回上げさせていただきました、その状況についても御報告する中で、検討が必要であれば検討をさせていただきたいと思えます。

それから、指定管理につきましては、指定管理に必ずしますよという意味の答弁ではございません。いろんな他の施設でも指定管理をしておる施設もございます。したがって、現在の方法がいいのか、指定管理がいいのか、そういうことも含めて検討をさせていただきたい。必ずしも指定管理にここから先進みますよという結論を出している上での答弁ではございません。それも一つの管理の手段ということで、検討をさせていただくということで御理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

○委員長（金谷文則君）　ありがとうございました。

それから、先ほど管理をされてる方からの意見、聞き取りでこういうふうな話があったと、要するに満足しとる、風光明媚だというような話をされたんですけど、これはもう何の意味もなさないと思います。やはり直接利用される方が、そこを利用された後にアンケートの中にきちっと残して帰られたとか、そういうものを集計した中で、じゃあまた来てみたいとか、

それから料金のアップを考えてるようなことであれば、やっぱり半年なり1年をかけて、こういう形で消費税のこともあるし、それから近隣もこういうことで金額が上がることについてどう思うかとか、そういうことを、パブリックコメント的なものをもらってからやられるべきだろうなというふうに思いますので、今後そういうふうなことがあるのであれば、先ほど馬場部長がおっしゃられたようなことを考えるのであれば、そういうことも含めて、これからこの改定をされるときに、きちんと情報収集をされるように要望したいと思います。

ほかにございませんでしょうか。

よろしい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） それでは、質問がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第63号赤磐市営住宅条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第35号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がございましたらお願いいたします。

○建設事業部長（田中富夫君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、田中建設事業部長。

○建設事業部長（田中富夫君） この条例改正につきましては、母子及び寡婦福祉法、この一部改正に伴いまして、赤磐市条例を一部改正するものであります。

入居者の選考につきまして、優先選考を寡婦についても加えるというものでありますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、これから質疑を受けたいと思います。

ただいまの議第63号につきましての質疑はございませんでしょうか。

皆さんよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） ないようですので、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第64号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）を議題とし、これから審査を行います。

執行部から歳入歳出一括して補足説明がございましたらお願いいたします。

なお、説明は補正予算書及び説明資料のページ番号を言うてから行うようにお願いいたします。

○産業振興部長（馬場広行君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 一般会計の補正予算につきまして補足説明がございますので、担当課長から説明をさせます。よろしく願いいたします。

○農林課長（若林 毅君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） それでは、平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）の10ページをお開きください。また、補正予算説明資料の6ページ、7ページもあわせてお願いいたします。それから、本日お配りしております産業振興部の資料の10ページのほうもあわせてごらんください。

まず、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費につきましては、システムの改修ということでございます。これは農地法の改正に伴いまして、農家台帳を公表するというふうな制度が変わりましたことから、農家台帳システムを改修するための委託料を補正するものでございます。農家台帳の入力項目を全国的に統一性を持たせること、また公表するためにインターネットで情報を提供するシステムとか、窓口の対応のための出力機能を持たせるとか、そういった内容の改修を行うものでございます。

歳出につきましては、委託料として172万8,000円を計上させていただいております。なお、歳入につきましては、現在、補助がつくような方向で話は進んでおりますが、まだ未確定でありますので、歳入については今回は計上をしておりません。

続きまして、3目の農業振興費の19節の負担金、補助及び交付金の農業生産組織育成補助金を説明させていただきます。

本日の産業振興部の資料の県の補助金の前に「歳出」と書いているのが「歳入」の間違いでしたので、済みませんが訂正のほう、よろしく願いいたします。

この補助につきましては、吉井地域にあります直売所、まちづくり夢百笑が行います地元食材、米粉、それから黄ニラを使った特産品の開発のための事業費、それと商品陳列用の冷凍冷蔵庫の導入に対する補助金を計上するものでございます。これは、県の補助事業で中山地域の直売所が対象となっております。

今回特産品の開発では、試食会やアンケートを行いまして、お客さんの意見をお聞きし、調理等の改良を試みると、また販売促進ののぼりとか、パックのラベル等を作成するというものでございます。

次に、農業振興費の地域おこし協力隊の関係でございます。

まず、資料の12ページをお開きください。

簡単に地域おこし協力隊の制度について御説明をさせていただきます。まず、対象となります地域おこし協力隊、また活動内容について御説明をさせていただきます。

地域おこし協力隊につきましては、①から④まで掲げておりますとおりでございます。

まず、地方自治体から委嘱を受けて地域協力活動に従事する者であること。2つ目としましては、その地域協力活動のほうを公表するということ。それから、3つ目としまして、地域協力活動の期間がおおむね1年以上3年以下であること。次に、生活の拠点を3大都市圏を初めとする都市地域等から過疎、山村離島等々の地域に移し、住民票を異動させるものというようの方が協力隊員の要件となります。

次に、活動の内容につきましては、地域力の維持、強化に資する活動ということで、地方自治体が自主的な判断で決定するということになっております。活動例として、そこに丸印をつけた5つありますが、例えば農林水産業への従事でありますとか、水源保全監視活動というようなものがあります。一番右端に地域おこしの支援ということで、この中に地場製品の販売等の取り組みというものもございます。

次に、2番目として、財源の措置でございますが、この活動経費につきましては、自治体が負担した額を隊員1人当たり年間400万円、報償費等の人件費が200万円、その他の経費が200万円、募集に係る経費が1団体当たり200万円と、これを上限に特別交付税で支援が受けられるというものでございます。

地域おこし協力隊の活動経費ということで、丸が2つあると思いますが、右側のほうに主な経費が記載されております。報償費等でありますとか、住居、活動用車両の借り上げ費、活動旅費等、移動に要する経費、作業道具、消耗品等に要する経費など、いろんな活動の経費が認められるということでございます。

それでは、また資料の10ページのほうにお戻りください。

そういった活動を、今回吉井地域の特産品である是里ワインのPR、販売促進や是里ワイン発祥の是里地域の地域振興活動を行うための、協力隊員1名の報償費及び活動費等を補正をさせていただきます。

補正につきましては、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金というものでございます。

次に、5目農地費の19節負担金、補助及び交付金の、農地・水・環境保全向上対策交付金でございます。これにつきましては、制度の改正によりまして、多面的機能向上対策事業のほうに組み替えるために減額をしております。歳出については29万8,000円、歳入については県の補助金14万8,000円を減額をさせていただきます。

次に、多面的機能支払交付金でございます。これについても、簡単に事業の説明をさせていただこうと思います。

資料の13ページをごらんください。

この多面的機能につきましては、国土の保全でありますとか、自然環境の保全、良好な環境の形成等といった多面的機能というものが、過疎化や高齢化等によりまして共同で実施することが難しくなっていると。そのため、担い手の農家に負担がかかっているということから、そ

の多面的機能の維持、発揮を図るために、共同活動に対しまして支援を受けられるというものでございます。

13ページのほうの上段のほうに多面的機能の交付金の構成ということで、写真入りであります。まず、この多面的機能支払交付金につきましては、大きく2つの交付金で成り立っております。

まず、農地維持支払交付金、それから2つ目としまして、資源向上支払交付金でございます。まず1つ目の農地維持支払交付金につきましては、地域資源の基礎的な保全活動が対象になります。例えば、水路の泥上げでありますとか、農道の路面の維持、施設の点検、年度の活動計画の策定といった活動がこの交付金の活動でございます。

2つ目としまして、資源向上支払交付金のほうにつきましても、大きく2つの活動がございます。1つ目が、地域支援の質的向上を図る共同活動、もう一つが、施設の長寿命化のための活動ということでございます。

まず、地域資源の質的向上を図る共同活動ということで、右側のほうに写真入りで活動が載っておりますが、1つは、施設の軽微な補修等を実施するというものでございます。もう一つが農村環境保全活動と、こういった活動に取り組んでいただくのが1番目の活動でございます。

2つ目としましては、施設の長寿命化を図るような活動、例えば未舗装の農道の舗装を行うとか、水路の更新を行うといった大がかりな活動ということになります。こういった活動に取り組むと、交付金につきましては、単価のほうが下側の表のようになっております。

都道府県の欄の田んぼについて御説明しますと、まず農地維持支払いの交付金活動に取り組む場合は、10アール当たり3,000円、それから資源向上支払いの活動のうちの共同活動に取り組む場合は、10アール当たり2,400円ということで、2つに取り組むと5,400円の交付金が受けられると。

次に、資源向上支払いの長寿命化に向けた活動につきましては、10アール当たり4,400円の交付単価となっております。この①の農地維持支払いと②の資源向上支払いの共同活動、また資源向上支払いの長寿命化、全ての活動に取り組む場合は9,400円と、ちょっと②の活動のほうが減額されるということで、これだけの交付金を受けられるというような事業でございます。

14ページから16ページについては、それぞれの活動の説明をつけておりますので、またごらんいただければというふうに思います。

また資料の11ページのほうをごらんください。そういったことから、今回、可真下2支部、それから穂崎地区でこの活動に取り組むということで、補正予算を計上させていただいております。歳出につきましては、負担金、補助及び交付金で165万円、歳入につきましては、県補助金が82万4,000円入ってくるというものでございます。

次に、補正予算書の11ページのほうをごらんください。

2項農林費の1目農業総務費の13節委託料の保安林管理委託料でございます。これにつきましては、市が保有している保安林の伐倒等必要な箇所が増加したために、管理料ということで委託料を補正するものでございます。主には桜が丘地域におきまして、保安林から住宅地へ樹木が侵入しているということがたくさんあります。その関係で、本年は建設着工のほうが例年より多いということで、着工までに樹木の伐採をしないといけないということで、緊急性があるため、今回予算が不足するため補正をさせていただくものでございます。補正予算額については147万8,000円でございます。

次に、2目の林業振興費の19節負担金、補助及び交付金の森林整備活動支援交付金でございます。これにつきましては、おかやまの森整備公社と協定を締結している森林におきまして、間伐等の施業を集約化し、実施するための調査や境界の確認のほか、施業実施するための既存の作業路網を改良して、丈夫な作業道に転換するというものでございます。今回この森林整備活動面積のほうが増加することになったため、補正をお願いするものでございます。

調査作業路網の改良につきましては、赤坂地域、吉井地域で160ヘクタールで取り組むと。また、間伐については吉井地域で7ヘクタールで取り組むということにしております。歳出につきましては59万5,000円で、県の補助金が歳入として44万6,000円入ってくるというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

続いてお願いします。

○建設事業部長（田中富夫君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、田中建設事業部長。

○建設事業部長（田中富夫君） 平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）につきましては、本会議で説明をさせていただいております。また質疑でも説明をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

以上で執行部の説明が終わりました。

それでは、質疑に入りたいと思います。

歳入歳出一括して質疑を受けたいと思います。

質疑はございませんか。

○議長（小田百合子君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） 林業総務費です。桜が丘の市が保有する保安林とおっしゃいましたけども、桜が丘の周辺を取り囲む保安林は、どのくらいの市の保有というところがあるんです

か、全部ですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 面積につきましては、ちょっと今資料を持っておりませんので、申しわけございません。ただ、住宅地の周りの森林はたくさん市の保安林がございます。大和ハウスから市のほうに移譲されたものにつきまして、市のほうが管理をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（小田百合子君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） 全部ということですか、周りにある保安林。

○農林課長（若林 毅君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 全部が市の名義の保安林かどうかということまでは、ちょっと今資料がないのでお答えできませんが。言葉ではなかなか御説明できませんので、地図をまたごらんいただきたいと。地図のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

○議長（小田百合子君） いつ出してもらえるんですかね。

○委員長（金谷文則君） 今、資料、地図をちょっと用意してください。そうしないと採決もできませんので。

じゃあ、それはちょっと置いといてもらって、次の質疑がございましたらお願いいたします。

いいですか。とりあえずそれは。

○議長（小田百合子君） はい、用意してもらって。

○委員長（金谷文則君） じゃあほかに。

はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済みません。地域おこし協力隊についてお伺いいたします。

本議会、質疑、答弁、いろいろお話もあったんで大体わかったんですけども、この説明書の19ページでいえば、報償費があつて、それ以下に旅費だとか需用費とか、細かく書かれているんですけども、これを全額支払うということなんでしょうか。それとも、例えば家賃が計上されてますけども、実際には5万円だった場合、6万円だった場合、敷金がこの計上より高かったり低かったりした場合、どういうふうな形になるんか、ちょっと1点、それを教えていただきたいんと、是里へ住むということなんですか、ちょっとそれを。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 地域おこし協力隊の関係につきましては、報償費につきましては

4カ月分を今年度予定しております。それから、旅費等につきましては、イベントや販売促進活動等の旅費が発生した場合のことを考えて計上させていただいております。

それから、使用料及び賃借料のほうの借り上げ料でございますが、活動を行っていく上では、自動車のほうが必要ということで、車のほうのリースを行うと。また、住宅の借り上げ料としまして施設の借り上げ料ということで、今は是里地域で借りれるような空き家があればよろしいんですが、なかったことも考えまして、吉井地域でどこか借りられるおうちを探すと。アパート等も対象に探すということで、こちらのほうに計上させていただいております。

それから、18節の備品購入につきましては、パソコンを購入するということを考えております。それから、19節の負担金、補助及び交付金のイベント参加費負担につきましては5万円ということで、これも販売促進活動のイベントに参加する場合を考えておりますので、予算額を全部使うというものではなくて、必要があったらこういう予算を使用して行っていただくというふうに計画しております。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、逆に物すごくオーバーした場合、例えば家賃が10万円ですよと、こういう形になった場合も、それもオーケーという形なんですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

○農林課長（若林 毅君） はい。

○委員長（金谷文則君） 若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 家賃につきましては、現在一般の借家情報等を見まして、一般的な月の家賃、それから敷金等を計上させていただいております。まず、月の家賃でいいますと5万5,000円ぐらいあれば借りれるんじゃないかなということで計算をさせていただいております。

○委員（治徳義明君） いや、済みません。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） それはしっかり検証されて決められとるんで、それはわかるんですけど、オーバーした場合はどうするんですかというて聞いているんですけど。払うんですか、市が払うんですか。

○委員長（金谷文則君） オーバーというたら、この予算……。

○委員（治徳義明君） 予算が5万5,000円というて決定してますけど、これが例えば6万円ですよということになっても5,000円はその協力隊の方が払うんか、それとも市が払うんですか、そのどちらなんですかというてお聞きしてるんですけど。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 市のほうの支払う上限というふうに考えております。もし高額なところを望まれるのであれば、協力隊員のほうの負担を求めるというふうになるかと思いません。

○委員長（金谷文則君） はい。

○委員（治徳義明君） わかりました。これ以上は払わないと、こういうことなんでしょうけども。それで、先ほど御説明の地域おこし協力隊の原理原則の御説明と、今回の是里の活性化ということで、是里に住めない場合、吉井でもこの原理原則には合ってるんでしょうか。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 是里地域で住んでいただくのが一番いいんですが、吉井地域であればこの対象となる過疎地域になりますので、地域おこし協力隊の対象になります。

○委員（治徳義明君） 委員長、ちょっと。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） わかりました、よくわかりました。

それで、本会議の質疑のときに、是里ワインは民間企業で法的に大丈夫なんかと、こういうふうな質疑があって、そのときに、第三セクターはオーケーというて答えられたと、こう思っただんですけども、民間企業支援もオーケーということなんですかね、ちょっとその辺。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

○委員（治徳義明君） 第三セクター、言わなかったかな。

えっ、言うたような気がするんですけど。

○委員長（金谷文則君） はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 活動の場所等の関係になりますけど、民間企業でもいいのかという御質問でございます。今回の場合、是里ワインそれから是里地域という形になりますけれども、是里ワイン、第三セクターの株式会社でございます。したがって、民間というような、同等と考えております。

この事業につきましては、民間であっても対象になっております。全国のいろんな事例を見てみますと、民間が運営をしておるような道の駅であるとかの運営、あるいは逆にそういうものを計画をするようなことで、地域おこし協力隊ということで入られとる方もたくさんおります。それじゃあ普通の民間の会社がそこへ社員として入ってできるかというたら、それはそういうわけにはいかないと思えますけれども、民間であっても地域おこしに資するものであれば対象になるということでございます。

なお、今回報償費で組ませていただいておりますけれども、これについては、必ず市町村から支払ってくださいと。企業のほうから支払うことはできませんというような要件もついておりますけれども、対象が民間であるイコールだめというものではございません。

以上でございます。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） わかりました。ありがとうございます、よくわかりました。

それで、新聞なんか読みましたら、国が今、ひょっと違うかもしれませんが、1,000人ぐらい全国的にまちおこし協力隊をやっていると。それで、国は3,000名ぐらいにふやしていきたいと、こういうふうな意向があるように報道されてましたけれども、今後赤磐市はどのように取り組んでいくんでしょうか。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 首相も現在の3倍程度にふやすと、地域おこし協力隊をふやすというような発言もされておるようでございます。したがって、今後赤磐市についても取り組んでいく必要、こういうせつかくの制度でございますから、利用する価値は非常にあると思います。今回は是里ワイン、是里地域ということでさせていただきましたけれども、農業関係はもちろん、全国の事例を見ますと、教育関係であるとか、環境関係であるとか、いろいろな部署でいろいろな部分で協力隊を活用されておる市町村がございます。そのあたりはしっかり赤磐市のほうも今後調査研究をして、有効にこの協力隊を導入できればというふうに思っております。

以上でございます。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） この地域おこし協力隊は、赤磐市でいえば吉井しかだめなんですよ、エリア的に言えば。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 転入先にもよります。転入先にもよりますけれども、過疎地域、吉井等であればもちろん大丈夫です。それから、それ以外の地域でも3大都市圏から入ってくる場合、あるいは政令市の過疎地域等のような条件、不利地域でないところから入ってくる場合には、ほかの地域でも対象になる場合がございます。個々に分かれておりますので、こことここという言い方はできませんけれども、吉井地域でなければならないというわけではございません。

○委員（治徳義明君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、治徳委員。

○委員（治徳義明君） でしたら、今後赤磐市全域で考えると、こういうことなんですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁をお願いします。

○産業振興部長（馬場広行君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 先ほども申しましたように、農林だけではない、いろんな部分で活用ができる制度でございます。私が全部答えるというわけもいきませんが、十分ほかの部門でも考えていくことが有益であるというふうに思っております。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○委員（治徳義明君） はい、ありがとうございました、いいです。

○委員長（金谷文則君） それでは、先ほど小田委員のほうの質疑の中で、資料請求がありました資料が届きましたので、続いて説明をお願いいたします。

はい、お願いします、若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） まず、1枚目のほう、中島、日古木、二井、高屋というような表示のある図面をごらんいただきたいと思います。これは桜が丘地域でございます。緑色の部分が市の保有する保安林でございます。住宅地に隣接しておりまして、支障木が発生した場合に伐採等をさせていただくというものでございます。山陽地域、熊山地域、両方とも管理をさせていただいております。

それから、2枚目のほうは、山陽団地でございますが、この中にも一部保安林がございますので、支障木が発生した場合には対応をさせていただいております。

以上です。

○委員長（金谷文則君） 小田委員、よろしいか。

○議長（小田百合子君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） これは、ほとんどが市の保安林ですね。そして、山陽団地のほうは少ないように見受けるんですけども、まだほかにも市保有の部分があるんじゃないですかね。それが2点目。

それと、3点目は後で言います、まずそれ。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） この色を塗ってあるのは市の保有の保安林でございます。それから、2枚目の山陽地区につきましては、地目が保安林というのは、数が限られております。この中でも真ん中の一番下のほうにある保安林については、木も大きく、松もあったり、危険がある場合は対象とさせていただいておりますが、この地域につきましては、市の保有する保安林は余りないということでございます。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） いいですか。

市保有以外のところはないんですね、保安林は。この桜が丘周辺で。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○議長（小田百合子君） 昔は県や国の部分が少しあったと思うんですけど。

○農林課長（若林 毅君） はい。

○委員長（金谷文則君） はい、若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 済みません。今回につきましては、市の保有する保安林部分だけを色づけさせて資料とさせていただいております。

○議長（小田百合子君） だから、市以外のあるのかって聞いてるんです。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

個人の……。

○農林課長（若林 毅君） 済みません。個人の分については、今把握できておりません、申しわけありません。

○議長（小田百合子君） 済みません、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） 保安林で個人のものになっているところもあるということですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

○農林課長（若林 毅君） はい。

○委員長（金谷文則君） 若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 個人の名義の保安林もございます。

○議長（小田百合子君） わかりました。じゃあ、次の質問をさせていただきますけども、この件に関してです。例えば、その保安林の倒れかかっている木や危ない部分があれば、市で手入れをするという、その予算ですよ。それは、今回は新規の住宅を建てられる周囲の部分を主にされるということですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁お願いします。

若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 新規に家を建てる部分だけではございません。今回、予算が不足するというのは、ことしそういう案件が多いということでございます。ですから、既存の住宅につきましても、そこに保安林のほうから木が生い茂っておるとかといった場合も、こちらのほうで管理をさせていただいております。

○議長（小田百合子君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） 例えば、よく見かけるんですけども、自分の家の近くは下草刈りはできても、保安林だから勝手に木を切ったらいけないんだということで、努力しながらきれ

いにできないという、そういう声を聞くんです。厳しく木を切ってはいけないっていうふうな、そういうことを言われてるんですか。

○委員長（金谷文則君） 答弁お願いします。

若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 一般の保安林につきましては、届けとかそういったものを出していただくわけですが、今回のような案件につきましては、住宅に被害を及ぼすということで、伐採につきましても行えるように、県のほうと相談しながら取り組ませていただいております。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） はい、委員長。

わかりました。ちょっと外れるんですけども、例えば市に許可を求めて自分の家の周りの木を切るということは、可能なわけですね。

○委員長（金谷文則君） 答弁お願いします。

若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 必要最小限ということになりますので、御本人がされるというのであればそちらにお願いすると。ただ、できないということであれば市のほうで対応させていただくというようなことでございます。

○議長（小田百合子君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） それを知らない方が多いんです。だから、そういった、勝手に入れないっていうことで、届け出のことを知らないと、そういう方が多いわけなんです。私お聞きしたから、今度からそういう声には対応させていただきましても、ぜひ個人的にきちんとされたい方が申し出られたときには、受けてあげるようにしてほしいと思いますけど、いいですか。

○委員長（金谷文則君） はい、若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 現地のほうも行かせていただいて、必要最小限となるように県のほうとも相談しながら、手続はさせていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長（金谷文則君） ここで10分間、11時10分まで休憩します。

午前11時0分 休憩

午前11時10分 再開

○委員長（金谷文則君） 再開したいと思います。

それでは、質疑ございましたらお願いをいたします。

○副委員長（保田 守君） はい。

○委員長（金谷文則君） ちょっとお待ちください。

はい、若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 先ほど保安林の伐採の件につきまして、個人で許可申請をされたら対象になるような答弁をさせていただきましたが、市の所有する保安林でございますので、そういう伐採の希望がありましたら市のほうに御相談いただいて、現地のほうで協議をさせていただくということでもよろしく願いいたします。

○委員長（金谷文則君） ようわかりますか。

○議長（小田百合子君） わかりません。

○委員長（金谷文則君） ちょっとわかりにくいような気がするんです。

○議長（小田百合子君） 基準もわからないし。

○委員長（金谷文則君） ええか。

○議長（小田百合子君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） そういうときの判断基準っていうものはつくってあるんですか。でないと、その場限り、人が違えばどうなるかわからないというんじゃあ困ると思うんです。その点ちょっとお願いします。

○委員長（金谷文則君） 基準についてお願いします。

若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 特に基準というものは設けておりません。現地で立ち会いまして、伐採を希望されとる方等の意見をお聞きしまして、現地のほうで調査して判断をさせていただいております。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

○議長（小田百合子君） もうこのぐらいで。

○副委員長（保田 守君） ちょっと。

○委員長（金谷文則君） ちょっと待ってください。こちらのほうが先。

関連。

○副委員長（保田 守君） 関連。

○委員長（金谷文則君） 関連、まあいいが、新たにされたら。

はい、副委員長。

○副委員長（保田 守君） せっかく地図を用意していただいたんで、ちょっとこのこととは離れるかもしれんのかなけど、山陽団地の、非常に、ばっと見たら小田さんが言われたように、保安林の面積というんが少ないんで、へえでも、団地の中へ3つぐらい小さいけど保安林という、この緑の印があるんですけど、ほかの公園や、5丁目なんか、4丁目でも森があつて管理しとんですけど、ここらは何かの区分の違いというんが、保安林、ここは保安林になつとるけど、こっちの……。

○委員長（金谷文則君） 地目。

○副委員長（保田 守君） うんうん、地目が違うて……。

○委員長（金谷文則君） 地目。

○副委員長（保田 守君） ええ、地目、うん。そこら辺がちょっと私わからんのやけど、教えてもらえたらなと思うて、今。

○委員長（金谷文則君） 答弁お願いします。

地目が、山林とかちゃんと、個人のあれになっとんじゃねえん。保安林になってねえか。

○副委員長（保田 守君） 扱い……。

○委員長（金谷文則君） わかりますか。

ええですか。多分、印が、今ついとるのを皆さん出してくださったのは、市の保有のやつだけ色をつけて出してくださっとるから、県のがあったり個人のがあったりする保安林があったり、それからほかのもの、雑種地になっとったりしとるんかもしれんで、わかればわかる、わからないはわからんで言うてください。

答弁お願いします。

若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 今回は、地目が保安林になっている部分について色づけをさせていただきます。他の公園とか山につきましては、保安林じゃないので、どのような区分になっているかというのは、今はちょっとわかりません。

○副委員長（保田 守君） 教えてください。

○委員長（金谷文則君） 後でよろしいですか。

○副委員長（保田 守君） はい、後でよろしい。

○委員長（金谷文則君） はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 保安林の関係ですけれども、まず保安林、これにはいろんな種類があります。水源の涵養であるとか、土砂の崩壊の防止のような、災害を防止するようなもの、それから生活環境の保全に関するもの、いろんな種類がありまして、それぞれに規制が異なっております。

今回の上げさせていただきます保安林につきましては、保健保安林という形でございます。災害等のおそれがない、生活環境を改善するための、要は緑を保全するような保安林でございます。したがって、支障が出れば枝を切るとかというようなこともできるわけですが、保安林の種類によっては、例えば土砂流出の防備のような関係であれば、当然非常に厳しい規制がかかってまいりますから、申請をしたらできるとか、そういうふうなものではございません。

いずれにしても、市に許可権限はございません。都道府県知事が権限を持っておりますので、特に支障があるんだということがあれば、まずは御相談をし、現地を確認させていただ

き、その中でどうしても支障があるということであれば、それはそこから県のほうへ御相談をさせていただくというような形になります。

今回の場合は、いずれも保健保安林というような形ですから、伐採をすることも許可される場合がありますけれども、全てがそういうわけではないということだけは、よく御理解のほうにいただきたいと思います。

以上でございます。

○副委員長（保田 守君） わかりました。

○委員長（金谷文則君） わかりました、よろしく。

ほかにございませんか。

治徳委員。

○委員（治徳義明君） 済みません。1つだけ、ちょっとよくわからないんで。

市の所有する保安林を管理するというのはよくわかったんですけども、先ほど保田委員のほうからも、山陽団地のエリアが保安林が少ないというような話がありましたけれども、民間とかそういうところに対してのクレームはどういうふう処理をされてるんですか。

○委員長（金谷文則君） その他でもよかった。その他でええけど、まあ時間があつたら。

答弁をお願いします。

保安林についてでしょう。

○委員（治徳義明君） いやいや、保安林を管理するという補正予算なわけでしょう。

○委員長（金谷文則君） けど保安林でしょう。

○委員（治徳義明君） うん、うん、いや、じゃあそのほかのやつはどうされとるんですかという。いや、要は、住民の方が困ってるからするわけでしょう、伐採やこうするわけでしょう。住民の生活に、環境に悪影響があるからするわけでしょうけども、保安林だけはされるんじゃないけど、ほんなら保安林だけがそういう悪影響を及ぼしているわけで……。

○委員長（金谷文則君） 保安林じゃ、予算は保安林しかないが、これ。

○委員（治徳義明君） うん、いや、じゃから、そのほかはどうなつとるんですか。

○副議長（岡崎達義君） そのほかの山林だったら自分で切れる。保安林じゃなかったら、保安林指定されてなかったら自分で勝手に切り落とし……。

○委員（治徳義明君） いやいや、自分で切れないじゃないですか。

○委員長（金谷文則君） ちょっと、ほんなら。

答弁願います。

○委員（治徳義明君） 所有物です、他の所有物です。

○委員長（金谷文則君） 相対になってしまった。

○議会事務局長（富山義昭君） ちょっと休憩しませんか。

○委員長（金谷文則君） ちょっと暫時休憩しましょう。

午前11時17分 休憩

午前11時19分 再開

○委員長（金谷文則君） 再開したいと思います。

答弁お願いいたします。

○産業振興部長（馬場広行君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 保安林、一般の山等も含めていろいろ隣地から出てきて迷惑をする、あるいは道路にかかってくるというような、いろんな事例があろうかと思えます。基本的には、保安林は勝手に切れません。もちろん許可が要りますけれども、その他の民間の土地等になりますと、いわゆる今よく問題になっています草の問題、空き地の草の問題と同じような感じになってくると思えます。所有者が個人であれば、個人の人との了解を得なければ伐採ができないというのが、草と同じように出てまいります。そういうことも踏まえた中で、先ほど環境課の例もありましたけれども、そのあたりで相談をしながら、所有者にお願いをしていくというようなことにならざるを得ないと思えます。

今回の予算につきましては、市が保有をしております保安林の関係について、そのような御迷惑をかけるものについては、現場を確認して、県へ申請をし、許可が得られれば伐採をしていくというようなことで、その予算のほうで、今回その山際の宅地に家がたくさん昨年ごろから建っております。その関係で、当初想定しておいた事業量よりも相当にオーバーをしてしまったということで、今回補正予算をさせていただくものでございます。

以上でございます。

○委員長（金谷文則君） よろしいですか。

○委員（治徳義明君） よろしいです。

○委員長（金谷文則君） はい、中川建設課長。

○建設課長（中川裕敏君） 先ほどの市道敷等の道路についての支障木についてですが、まず道路の平面的に道路上を侵しているような枝、先ほど言われましたような、せり出しているような分につきましては、道路の車の走行上危険のあるもの、いわゆる建築限界等の範囲を越すものにつきましては、まず所有者へ伐採の依頼をいたします。それで、依頼をいたしますと、実情、好きにしてくれという返答が多々あります。そのような場合、最低限の伐採というか、枝打ち等は市のほうでもさせていただきます。

それと、先ほどの豚太郎の上の竹の部分、あそこにつきましては、たれてくる元気な木は雪の降ったとき等が特に支障を来す場合が多いですので、原始的な方法ですが、雪を震って竹をまた起こすというようなことをして、通行の支障にならないようにし、また枯れた竹等については、撤去をしてもとの山に返すというか、所有者の山へそのまま竹は戻すようなことを、道路管理者としてしております。

以上です。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） それでは、ちょっと質問をさせていただきたいと思います。

まず、ほんなら、先ほどの林業総務費の保安林管理の委託料のところについて質問をさせていただきたいと思います。

今回、足らなくなって補正をお願いするということになっております。桜が丘という限定が言葉の中に出てきたと思うんですが、桜が丘よりほかの地域でそういうものが発生した場合には、この予算から出すことができるのかどうか。

それから、今回桜が丘と限定されておりますので、どこの場所というのをはっきりしてるんじゃないかと思いますが、この地図上、どこなのか、お答えをいただきたいと思います。

それからもう一つ、農地、その上の(5)の説明書でありました多面的機能向上対策事業、これについてですが、説明書の中でとりあえず10アール当たり3,000円とか2,400円とかという、都道府県のところでの支払い金額が出ております。この10アールというのはどの基準で、例えば用水であれば用水に係る受益が10アールなのか、どういう判断でその10アールをするのかということ。

先にちょっとその2つをお聞きしたいと思います。3つか、2つか。

○農林課長（若林 毅君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 今回の補正させていただく理由として、メインとなるのが桜が丘地域の案件が多いというふうにお答えをさせていただきました。桜が丘と山陽地域について、今、市のほうで行っております。他の地域におきましては、こういった案件はほとんどないというふうに思っております。

それから、地図の上でどの地域で今回伐採するのかということでございますが、ちょっと地図上に落とししたものがございませんので、どこというふうにはちょっとお答えをすることができませんので、よろしくをお願いします。

それから、多面的機能の単価は何に対してかということですが、一応活動のエリアというものを決めていただきます。そのエリアの中の用途が田んぼであれば、田んぼ、あぜを含めたその田んぼの面積、畑の面積、それに対しまして交付金が交付されるというものでございます。

ですから、農道や水路がありましても、その面積に対してではなく、農地に対しての面積が計算されます。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

先ほどの保安林のほうですが、図面にどこというのはまた今じゃなくても結構ですから、ど

こかということとはちょっと知りたいということと、桜が丘地域だけに限定されておるというふうに今言い切られたんで、じゃあないかな、桜が丘とその周辺、山陽地域言うたか、ほかの地域は保安林が接しているような住宅地はないということですね、という確認。それについてのお金は、それぞれの支所か何かでお金を持ったもので対応するのかなんとかかというふうな考えなのかということを確認をしたいと思います。

それからもう一つ、多面的機能の向上対策事業の中で、面積は農地の面積っていうんですけど、例えば一つの大きな区とか大きな地域で、農家の方が30軒ぐらいあって、農地が100ヘクタールあったと、50ヘクタールでもいいですわ。そういうふうな指定があって、10メートル、20メートルのところをやるにしても、その10ヘクタール当たり幾らっていうのが出るのか、直線で、例えば用水の泥を上げたとかというのは、1メートルとか2メートル、例えば100メートルとかっていうふうなことにしかならないんで、私、その判断基準がよく理解できないんで、済みませんが教えていただきたいと思います。

はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） まず、保安林の関係でございますけれども、この予算につきましては、桜が丘に限定をしたものではございません。山陽団地でも可能ですし、他には非常に面積的には少ないようではございますけれども、市が保有する保安林について、こういうふうな事例が出てくれば、同様に対応をさせていただきます。

それから、場所については、私もちょっと地図がないのではっきりわかりませんが、既に何か所か待っていただいているような案件がございます。それプラス、今後予想されるであろうということも幾分上乘せをさせて、予算のほうは計上をさせていただいております。

それから、多面的機能の関係でございますけれども、これにつきましては、地域でまず区域を決めていただきます。農振農用地区域に含まれておることがございます。その中で、地域の方が共同活動をして維持ができる範囲というのを、もちろん池とか水路とか関係するわけですが、それも含んだ中で、この区域であれば5年間農地として最低限維持できますよという区域を地域の中で先に決めていただいて、その面積に対して10アール当たり幾らというのを掛けるような形になってまいります。そういう形で、交付金のほうは計算をさせていただくということでございます。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

保安林のほうは理解できました。それで、多面的機能向上対策事業の中で、今可真下と、可真下が2支部、穂崎が1つということで、全部で3つ出て……。

○産業振興部長（馬場広行君） 2支部という名前です。

○委員長（金谷文則君） ああ、ああそうなん。ほんなら全部で2ですね。ほかの地域は出てきてないということですね。それで、ほかは何で出てこないか、何かあるんですか、ちょっと教えてください。

はい、若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） この多面的機能支払交付金の事業につきましては、春に区長会等で御説明をさせていただいております。それで、この……。

○委員長（金谷文則君） 何で出てこないかとかだけでいいんです。何で募集が2つしかないのかっていうことだけ。

○農林課長（若林 毅君） この交付金に取り組むのに書類関係で結構大変な手続きがございます。そういったことを御説明をしますと、ちょっと見送ろうかなと、今回取り組むのは見合わそうというようなことで、2地区のみが手を挙げられたということでございます。

○委員長（金谷文則君） わかりました。また細かいことはちょっとまた後で聞きます。予算ですから、申請があったらできるだけええようにしてやってください、と思います。

それからもう一つ、地域おこしの協力隊のことについてですが、今回、3カ月分か、4カ月分か、ということで、145万6,000円ということをしておるんだらうと思うんです。この資料の12ページのところにあるように、全体でいえば市がやれば400万円までマックス1年間出るように解釈できるんですが、400万円で報償費が200万円ということが、これは要は生活費、給料みたいなもんだらうと思うんですけれども、それで1人来ていただいて住んでもらって、ほかの地域で一生懸命やられて生活を、糧を稼いでこられた方が200万円で生活できるようなには思えないわけです。

本当にこちらに、赤磐に来てもらって住んでもらって、村おこしをしていただいて、なおかつ居住人口をふやしてもらおうとするためには、もう少し思い切った予算措置が必要になってくるんじゃないかなと。農林だけじゃなくて、課を渡って考えないとできないことがあると思うんですが、その辺については、お考えはないんでしょうか。

市長がいいのか、今回は農林だけでこの補助事業を出しておられるんですけれども、これで来てもらえないんじゃないですか、こんなもんじゃあ。いかがでしょうか。

答弁お願いいたします。

馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 報酬が年間200万円、これは実は200万円というのは、特別交付税の対象にさせていただける上限が200万円ということで、ほとんどの各市町村がこの金額、16万6,000円を使っております。調べてみますと、中にはそれに市費を追加しておるといったような事例もございます。

そういう中で、募集の状況というのを各市町村の状況を見てみますと、この金額で大体どことも複数の申し込みをいただいて、選抜をする中で、試験をする中で協力隊員が決まっているというような状況のようでございます。したがって、これが本当に妥当かどうか、今まで何百万円も給料をもらっとる方がこれでどうなのかというと、非常に不安な部分はございますけれども、ほかに住宅の家賃の補助等もございます。そういう中で、この程度の金額で、よその状

況からいえば来ていただいておりますというふうなことになっております。

それから、この事業そのものは定住促進の事業ですから、地元で定住をしていただく。そのためには、ずっと生活を200万円でやるというのは、非常に難しい状況でございます。ですので、今後、定住をできるような状態になってくれればいいなということで、私たちも思っております。

それから、課を渡ってということで、いろんな事業がございます。課を渡って取り組める事業というのは、工夫をすれば多々あると思います。地域的なものもございます。転入していただく地域が吉井であればどこから来ても過疎とか、そういう不利地域でなければいいわけですが、その他の地域については、若干、転入してきてくださる方の区域というのは狭められる部分もございますけれども、いろんなアイデアが出せれば、どんどん活用できる事業だろうというふうに思っております。私が答えると越権かもしれませんが、これについては、各課でもう少し、各部署でいろんな検討をして、有効に利用すべき事業であるというふうには思っております。

○委員長（金谷文則君） わかりました。

皆さん考えは一緒だと思いますし、ほかの議員の方もそれを心配しておられますので、ぜひ定住していただけるような施策をしっかりと皆さんで考えて、また提案していただければ。

○委員（治徳義明君） ちょっと、その件で確認があるんですけど、いいですか。

○委員長（金谷文則君） はい、どうぞ。

○委員（治徳義明君） 済みません。

さっきの地域おこし協力隊の件なんですけど、これUターン組というのはオーケーなんですか。

○委員長（金谷文則君） ちょっと違う。

○委員（治徳義明君） ちょっとその確認だけです。

○委員長（金谷文則君） 治徳委員の質問にお答えをいただきたいと思います。

はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） Uターンということですが、例えば赤磐市内から東京へ出られました。そこで住民票を置いて生活をなさった方、こういう方が帰ってくる場合にはオーケーでございます。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

それと、先ほどのことに引き続いてなんですけど、イベント参加料5万円という予算をしておられるんですけど、イベントにその方が出られると、またどういう基準でそのお金を支払うような予算取りをされとるんか、最後にお答えをいただきたいと思います。

はい、若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） 負担金、補助及び交付金で、イベント参加料ということをとって

おりますが、これは販売を、PRを行うような大きなイベントに参加する場合、出店料が必要な場合もありますので、そういったときの負担金を考えております。

○委員長（金谷文則君） 出店料ということですね。

○副委員長（保田 守君） ちょっといいですか。

○委員長（金谷文則君） はい、副委員長。

○副委員長（保田 守君） 皆さん一生懸命考えられてこの是里ワインの促進と販売ですか、ということで、ワイン、是里ということで決まったんでしょうが、私はこのいろいろできる事業の中で、全体の人に行き渡るようなことで、公平にできるというたら、やっぱり環境の保全活動とか、住宅の、住民の生活支援とか、いろいろ見守りサービスとか、買い物のサポートとか、内容はいろいろあります、こっちのほうむしろ私自身見たら、是里地区でやるんならワインよりもそっちのほうかと思うんですけど、審議された中で、この是里に決定するまでに幾つかのことで検討してみて、優先順位をつけて是里でワインということでやろうというような、内輪での協議というんですか、そういうなものは大分やられたんですか。その辺が、ワイン、売るだけじゃなしに、是里の振興にもかかわるようなことはやっていくということですけど、ちょっとその辺をお聞きしたいと思ひまして。

○委員長（金谷文則君） 答弁お願いします。

馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） この是里あるいは是里ワインでの協力隊の活用ということですけれども、いろんな活用があるんじゃないか。あるいは、またほかの地域でもあるんじゃないかというような御質問であろうと思ひます。

今回につきましては、9月の決算でも御報告しましたように、是里ワイン、来年で約30年の歴史を迎えます。その是里ワインが非常に経営的に厳しいというような状況がございます。その中で、それはもうすぐにでも立て直しをしなければならない。なおかつこの是里ワイン、もともとは是里地域に醸造場もございました。ブドウも現在もつくっていただいております。そういうことも含めて、是里地域とワインをあわせて活性化しようということで、今回は取り組みをさせていただいております。

御指摘のように、環境問題あるいは見守りサービスであるとか、買い物難民であるとか、こういうことも他市においても取り組んでいる事例というのは、非常にたくさんございます。したがって、今後はそういうのも含めて、この是里地域ではそういうのも幾らかあわせて取り組むことになるかもしれませんが、それ以外の地域においても、そういうふうなニーズというのは非常にたくさんあると思ひます。十分地元とも調整する中で、こういう事業というのは今後も出てくる可能性は多々あるというふうと考えております。

○副委員長（保田 守君） わかりました。

○委員長（金谷文則君） ほかにございませんか。

○議長（小田百合子君） 済みません。

○委員長（金谷文則君） はい、小田委員。

○議長（小田百合子君） ちょっと一言だけ。協力隊員1人当たり報償費200万円ということになってますけど、夫婦で来られたらどうされるんですか、夫婦で従事したいとかということ

で。

○委員長（金谷文則君） 答弁願います。

はい、馬場産業振興部長。

○産業振興部長（馬場広行君） 夫婦で来られるというのは、十分考えられるわけでございますけれども、赤磐市として今回募集をするのはお一人、それに配偶者の方がついてくるというのは十分考えられますけれども、今回はお一人の募集ということですので200万円の報償費と

ということで考えております。

○委員長（金谷文則君） 小田委員、よろしいか。

○議長（小田百合子君） いいですわ。

○委員長（金谷文則君） よろしいか。

皆さんよろしいか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） それでは、質疑がないようですので、これにて質疑を終了したいと思います。

それでは、採決に移りたいと思います。

ただいまから本委員会に付託されました議第62号赤磐市吉井竜天オートキャンプ場条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第34号）から、議第64号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）までの3件について採決したいと思います。

まず、議第62号赤磐市吉井竜天オートキャンプ場条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第34号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。起立全員です。したがって、議第62号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第63号赤磐市営住宅条例の一部を改正する条例（赤磐市条例第35号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（金谷文則君） 起立全員です。したがって、議第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第64号平成26年度赤磐市一般会計補正予算（第2号）について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（金谷文則君） 起立全員です。したがって、議第64号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査について御確認をお願いいたします。

お手元に配付しております継続調査及び審議一覧表のとおり、議長に対し、閉会中の継続調査及び審査の申し出をいたしたいと思いますが、これでよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） それでは、そのように申し出をいたします。

続きまして、その他に入りたいと思います。

その他で、委員さんまたは執行部から何かありましたら御発言をお願いいたします。

○建設事業部長（田中富夫君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、田中建設事業部長。

○建設事業部長（田中富夫君） 何点か、その他で報告させていただきます。

まず、本会議の質疑のときに、北川議員から出ました市営住宅の入居者の修繕の責任と、家主である赤磐市の責任という部分、この質問があったと思います。その中で、退去者が本来修復をして退去する事例があるけれど、それを公費で修繕をしてないかというような案件がありました。

これにつきましては、確認しまして、退去者が修繕をして退去されたということになっておりますので、報告をさせていただきます。

それから、質疑の後に閉会時にある議員から福田住宅の上の住宅につきまして、今後、吉井町当時にもう修繕はしないというような約束事があったというようなこともお聞きをいたしました。これについては、旧福田住宅について、軽微な修繕については今も修繕をしている、これが今のところ適正な執行と思っておりますので、修繕を行っております。

また、大修繕というようなことになる部分が、事例が出てくるとは思いますけれども、基本的には家主である赤磐市のほうが、危険な家屋については、その入居者の安全を守るためにしていかないといけないといった部分がありますので、そこについては適正に対処していただいております。

それから、今度市道に関してですけれども、これも質疑の中で、吉井地域のザグザグ店の部分で御質問がありました。これについて、きょうの建設事業部の資料のほう、図面を出しております。要するに、県道374号線を1のほうから下のほうへ直進して、その車両が左折の信号、ウインカーを出したときに市道のほうに進入するのか、ザグザグのほうに進入するのか、非常に危険が伴うということで、何か対策はないかということの御意見だったと思います。

これについては、道路管理者としての道路の改良というものは非常に難しい部分があるか

と思いますけれど、ここの交差点が非常に危険であるというような運転者に対する啓発を行うことが考えられる。そういったことを今後関係者と協議をしながら、対策を講じていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それから、一般の方から市道の九門線、これも吉井地域ですけれど、市道が蛇行しとる関係で、非常に見にくい部分があるということで、その支障木の撤去ということも聞いております。これについても、支所と協議をしながら対処していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

○都市計画課長（塩見 誠君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、塩見都市計画課長。

○都市計画課長（塩見 誠君） それでは、都市計画課のほうから御報告させていただきます。

資料のほうはございませんが、都市計画課のほうで、桜が丘いきいき交流センターで整備をいたしておりましたE V用の急速充電器がこのたび完成をいたしました。今週の金曜日でございますが、9月19日から運用を開始する予定にいたしております。利用時間につきましては、9時から午後5時を予定をいたしておりまして、利用料につきましては、当面無料といたします。

また、今回整備いたしましたものは、蓄電池を内蔵しておりますので、停電時にここより電源を供給することができるものでございます。

また、以前整備しました吉井地域にございますライフプラザ吉井につきましては、月延べ30台から40台のE V車の所有者の方がこの充電を御利用いただいておりますので、あわせて御報告をさせていただきます。

以上で都市計画課からの御報告です。

○建設課長（中川裕敏君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） 続いてお願いします。

中川建設課長。

○建設課長（中川裕敏君） 土砂災害警戒区域について報告させていただきます。

広島での災害を受けて、報道等によく目にいたします土砂災害危険箇所及び警戒区域について、現在の赤磐市の現状についてですが、土砂災害危険箇所には土石流危険渓流と急傾斜地崩壊危険箇所と地すべり危険箇所の3種類があり、平成20年度に各戸、全戸に配布をいたしました赤磐市洪水ハザードマップに、市内478カ所、全ての土砂災害危険箇所を載せております。

土砂災害危険箇所は、地形図をもとに、高さ、勾配等の一定の決まりに従って、図上での調査、選定をし線引きしたものでしたが、平成17年度より県が実際に現地のほうの調査を行い、土砂災害のおそれがある箇所を、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域に指定をいたし

ております。その区域図等を公示をしていっております。

現在、平成25年度までに、赤磐市においては、現地調査の結果により283カ所の土砂災害警戒区域を指定しており、今年度と来年度に約200カ所の土砂災害警戒区域の指定を行う予定です。

土砂災害警戒区域に指定された土地は、土砂災害防止法で市町村防災計画において、土砂災害に関する情報の収集や、必要な警戒避難体制に関する事項を定めたり、情報を住民に周知させるよう努めなければなりませんので、今後警戒区域をどうしていくのか調査をして、広島の場合もありましたが、どのような防災をすればいいのかを市民に周知していく予定です。

この区域図等は、本庁建設課での閲覧をすることができますし、岡山県のホームページでも閲覧することができます。

以上、土砂災害警戒区域についての建設課からの説明でした。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

はい、続いて、奥田商工観光課長。

○商工観光課長（奥田吉男君） 産業振興部の資料の1ページをあけていただきたいと思います。

これからの秋のイベントということで御案内をいたします。

まず、10月19日に商工会主催で産業会館で、「やっぱりあかいわ生まれ」、赤磐市の特産品の展示即売会を行います。それから、10月25、26日には英国庭園のほうで秋のオータムフェスタを行います。それから、11月3日には、ファミリー公園それからサッポロ岡山ワイナリーのほうであかいわ祭りを開催いたします。それから、同じく11月16日には、ドイツの森のほうで是里ワインフェストを開催いたします。

それから、市内外のほうで大変好評をいただいておりますコスモスまつりのほうにつきましても、2ページのほうになるんですけど、10月5日、吉井川堤防で開催されると聞いております。それから、お笑い赤坂亭の定例寄席につきまして、今回9月につきましては、熊山公民館、それから10月、11月につきましては、赤坂のお笑い亭のほうで開催をいたす予定でございます。

御連絡は以上です。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

はい、若林農林課長。

○農林課長（若林 毅君） それでは、資料はございませんが、有害鳥獣対策についてお知らせをさせていただきます。

有害鳥獣対策につきましては、現在でも週1回程度、市民の皆様から被害に遭ったとかというような報告を受けております。ことしから電気柵とかメッシュなどの防護柵につきまして、年度途中からでも補助事業に取り組むこととしておりますので、もし議員の皆様方にそういっ

た御相談がありましたら、農林課でありますとか、各支所の産業建設課のほうに御相談をくださいというような助言をいただきたいと思います。

また、被害状況等がありましたら、その内容につきまして、情報提供いただければ大変助かりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございます。

ほかにはありませんか。

一つちょっとお聞きしときたい。一般質問のときに、私が住んでる東窪田のほうへ下水は引かないほうがいいのかというような質問が一つあったんですけども、何か私聞いとって、ちょっと心配で、東窪田がすごい悪者みたいに聞いたもんですから、あれ計画されとんのは幹線のところだけ、県道とか、国道か、県道かな、あそこのところへ幹線を入れようかっていうような計画ぐらいまでで、東窪田全域にすぐどうのこうのという話じゃなかったように思うんですけど。

それからもう一つ、何かするのに、浄化槽にまたダブって補助金がとか、また今度するのに補助金が要るとかというようなこともすごく心配をしとられたような質問があったんですけど、東窪田、結構、半分ぐらい多分浄化槽をもう既に入ってると思うんです。その辺のことで何か、簡単でいいです、ちょっとわかったら、私が誤解しとればあれなんですけど。誰がええんかな、課長がええんか、正好支所長がええんか、どんな感じなんですか。ちょっと教えてください。

○上下水道課長（荒島正弘君） 委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、荒島上下水道課長。

○上下水道課長（荒島正弘君） 東窪田の認可区域のエリアなんですけど、先ほど委員長言われたように、今回東窪田の認可区域におきましては、とりあえず今の県道岡山吉井線の幹線、このエリアについてのみ部分的な認可区域にしております。

ですから、全て東窪田全域が認可区域に入っているわけではございません。とりあえず幹線の県道べりを入れたということでございます。よろしく願いします。

○委員長（金谷文則君） 浄化槽、何かわかる。あわせて浄化槽、どのくらいあるか。

○上下水道課長（荒島正弘君） 浄化槽の件数についてはわかりませんが、東窪田につきましては、ほとんどが浄化槽ができておるといふふうに判断しております。もし申請が出て、認可区域に入れても工事が来ない場合はできますので、その辺はうちのほうで相談してもらえれば、市民の方に迷惑をかけるようなことにはならないと思っております。

以上です。

○委員長（金谷文則君） はい、正好支所長。

○赤坂支所長（正好尚昭君） 先ほどの東窪田地内の合併浄化槽の設置状況ですけど、こちらに手持ちの資料がありましたんで、この資料の数字をちょっと言わせていただきますと、大体

3分の1程度の戸数が設置されているという状況、半分まではまだいってない状況です。

○委員長（金谷文則君） それは東窪田全体でしょう。

○赤坂支所長（正好尚昭君） はい、そうです。

○委員長（金谷文則君） 幹線のところやないでしょう。

○赤坂支所長（正好尚昭君） あっ、幹線のところだけではないです。東窪田全体です。

○委員長（金谷文則君） 私もちよっと調べてみた。幹線はほとんどいっとると私記憶しとったもんだから。

それと、心配しとられたのは、ダブって市のお金を使ったらいかんからということとその質問をされた議員の方も心配しとられたんで、市民の方のお金を無駄遣いせんようにだけ、いろいろ配慮して物事を進めていっていただきたいなと思いますので、ぜひよろしく願います。

ほかにはないようですので、以上をもちまして産業建設常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、副市長より御挨拶をお願いいたします。

○副市長（内田慶史君） はい、委員長。

○委員長（金谷文則君） はい、内田副市長。

○副市長（内田慶史君） 産業建設常任委員会に付託されました案件、条例改正2件、それから一般会計補正予算1件につきまして、慎重審査の上、原案のとおり決定をしていただきましてありがとうございました。お礼を申し上げる次第でございます。

簡単でございますけれども、以上、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

以上。

○委員長（金谷文則君） ありがとうございました。

皆様方には、本日は長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。

これで本日の委員会を閉会いたしたいと思います。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（金谷文則君） それでは、そのようにさせていただきます。

皆さん、大変御苦労さまでございました。

お疲れでした。

午前11時59分 閉会